

**平成24年度第1回愛媛県ドメスティック・バイオレンス防止対策推進会議
委員発言概要**

(1) DV防止対策基本計画の実施状況について

(稲見委員)

児童相談所が忙しいという声をよく聞くが、児童相談所の相談員は今の人数で足りているのか。

(子育て支援課)

児童相談所の体制強化の取組みとして、昨年度は、各児童相談所に児童の安全確認のための職員を計4名増員して配置した。

また、今年度は、中央児童相談所だけでなく、市町の支援も含めて、スーパーバイズ的な機能強化のための児童指導専門員(管理職)1名を増員している。

このほか、各児童相談所に計3名、教員を併任配置している。なお、教員を直ちに児童福祉司として任用できないため、今年度中に任用資格を取得して、来年度以降は児童福祉司としての業務を行う。これは、教員の併任配置により、学校、教育委員会との連携強化を図るという趣旨である。

また、今年度増員、強化した点として、警察官も1名配置している。こちらの方は、中央児童相談所に勤務しているが、他の児童相談所の支援も含めての配置であり、現職の警察官の併任・兼務配置ということで、児童相談所の体制強化と警察との連携強化という2つの側面を持ち合わせている。

このように、県では、児童相談所の体制整備、連携強化の体制に継続的に取り組んでいるところである。

(稲見委員)

啓発活動として、啓発に十分な資料が出されているが、DVについて十分理解されていない。しかも、公のDVへの理解が足りないと思う。例えば、家庭裁判所の調停委員や学校の先生方において、DVについてきちんと知っている方がどのくらいいらっしゃるのかなと感じる。

DVの相談窓口すら3割しか知られていないのが実状であり、まずDVについて知ってもらう、そして相談窓口を含めての啓発がさらに求められているのではないかと。

(男女参画課)

啓発については、県のDV基本計画の基本目標1の重点目標3にもあるとおり、「職務上関係する者の資質向上を目指した研修や啓発の充実」ということで、DVの被害者を発見しやすい立場にある方や被害者への対応が職務になっている方に対する研修を実施しているほか、以前にも医療関係者や福祉関係者に対する啓発資料を作成していたが、24年度において改めてそういう関係者への啓発資料を作って啓発しようと考えている。

ただ、裁判所の調停委員自身が理解できていないのではなかろうかということをよく聞く。国も国レベルで、そういったことの対策に努力すると聞いているので、期待したいと思っている。

(加藤委員)

併任教員の主たる活動場所は児童相談所になるのか。

(子育て支援課)

児童相談所に勤務している。教員は、東予児童相談所、南予児童相談所、中央児童相談所で勤務しており、併任として各教育事務所にも所属している。

(2) 県DV防止対策関係事業について

(高橋委員)

資料4の2ページに、社会福祉職員向け啓発資料とあり、訪問介護事業所や居宅介護支援事業所など介護保険事業所が配布先となっているが、具体的にどのくらいの範囲までの配布を考えているのか。

また、介護保険事業所に啓発の資料を配布したとしても、右から左に「ふーん、こんな人が来たよ」ということで終わってしまうと思うので、啓発資料を送るだけでなく、もう少し具体的に、個々の職員や事業所に対して何らかのアプローチをしてほしいと、あまり意味をなさないとと思う。その点に関して、何か考えがあればお聞かせ願いたい。

(男女参画課)

介護保険事業所のうち、施設系ではなく、在宅系・居宅系のサービス事業所に対して送付することを考えている。これらの施設については以前も資料を送付しているが、高橋委員の言われたように、右から左に流されてしまう可能性もあるので、今後資料を送付するに当たって、有効に活用していただけるような方策を検討していきたい。

(兼光委員)

松山ならば、誰でも見知らぬ人という感じで相談センター等に行くことができるが、田舎では、役場の窓口でうろちよろすると、「あその奥さんは何をしようんやろうか」という話が役場の方からサーッと広まってしまう。だから、田舎では、秘密を知られたくないので、どこへ相談したらいいのかわからないという方が多い。田舎においては、相談場所の設定を吟味しておかないと、身近に窓口があったとしてもなかなか相談に行けないので、南予では相談件数が少ないのではないかと。

また、役場から、「男の方が被害者であるが、男の方でも相談に乗ってもらえるのか」という相談があったので、「男の方でも結構です。ただし、本人が女性の場合は、男性の相談員ならば相談したくないということがあるが、女性の相談員でもいいのであれば結構ですよ。いつでも電話してください。」と答えた。その役場の方は、コムズには男性の相談員がおられるということを知らなかったが、役場の方自身が、男性とか女性の相談員をどうするかという知識を持っていない。そして、「やっと熟練したな、あの人ずっと居てくれたらいいな」と思う人が、何年かしたら別の課に行かれて、また一から初めてという場合が多いので、研修というのはすごく大事なと思う。だから、役場や市役所で、「こういうときにはこうしたらいいよ」という会を持つ、そういう場や時間を設けることが必要だと思う。

(子育て支援課)

先ほど兼光委員が言われたように資料5の14ページ、15ページにある各市町の相談件数を見てもらうと、松山市は勘叫しているが、一桁とか0件とかいう市町もある。子育て支援課でも、相談件数の少ないところにDV被害がないとは考えておらず、ご指摘のとおり、田舎のために、相談すれば尊が広まり、相談しにくいという状況があると考えている。

また、子育て支援課では、毎年4月を目途に、役場職員等を対象とした新任者のDV関係の研修を行っており、その際に相談窓口等も示しているところである。役場に行かないと紹介されないが、まず役場に行きにくいということがあると思うので、男女参画課と連携しながら、相談窓口の啓発に努めていきたいと思う。

(宮崎会長)

電話で相談できるのであれば窓口に行かなくてもいいし、実際に保護とか手続きの必要があればどうしても来所が必要となるので、そのあたりも含めて今後検討していただきたい。

例えば、愛南町だと人口も少ないはずなのに相談件数が多い。これは早くから対応窓口を作って取り組んできた結果であり、そうしたことが市民に定着しているれば、窓口での相談は出てくると思う。まずはその努力をしていただきたい。

(稲見委員)

啓発というのは、「資料を配ったから終わり」というのではなかなか浸透しない。我々も毎年高校に入って、「こんな勉強してこなかった」、「早く知りたかった」という高校生の生の声、感想を聞かせていただきたい。もっと広く高校に入りたければ、学校側の受入れの問題もあって、即座にということにはならないが、あらゆる機会を利用して啓発に努めている。

例えば、小学校も、「小学生にDVなんて」という話ではなくて、小学校の先生方というのは、親がやっていること、例えばDVなどは児童虐待にも当たるんだということを理解したうえで、「この子、ADHD（注意欠陥多動性障害）みたいだけど、どうかな」とか、色々なことが全部つながってくると思うので、子どもたちというよりも、まずは先生方に是非学んでいただきたいと思う。人権擁護委員はボランティアで動いており、要請があればどこへでも出て行くという活動をしているので、小学校の先生もまず学んでいただく、するとそのことが子どもにどう影響しているのかということにもつながっていくのではないかと。

10日くらい前に、市内の女子高校から先生方の研修をやってくださいという要請があった。校長先生から、「うちは女子高校だし、特別な男女交際を認めていないので、こういうことをもろに言っていないのか」というお話しがあったが、「こういう男女の交際というのは中学生からあります。我々がやっているのは高校生だけれども、本来的には中学校からやりたいが、そこまでの物的・人的な体制が整っていないんです。」とお答えした。でも、「こういう被害があったときに、誰が一番相談しているんですか」という高校生のアンケートでは、まず友人が第一位で、学校の先生ではない。そうすると、「お宅の学校では、こういう特殊な学校だから、男女間の交際を認めていない」と言っているが、地域での友人、あるいは大学へ行けば、いろんな友人たちがたくさんできるでしょう。そういう人から相談を受けたときに、こういう勉強をしていなかったらどう答えていいのかわからないですね。そういう観点で是非やってください。」とお話した。

あらゆるところで、しっかりと啓発種々の輪を広げていかないと、「こことこの学校に入ります」、「資料を送りました」では、なかなか本来の啓発にはつながらないのではないかと。是非、新しく委員さんになられた方も含めて、自分にできることは何かあるのかというところで考えていただければ、更なる啓発ができるのではないかとと思う。

(保藤委員)

高等学校の家庭科の指導内容の中には、家族のことを含めて色々な内容が入っているが、教科書や授業

で使っている資料集を見ると、その中に「ドメスティック・バイオレンス」という言葉が入っている。ということは、すべての高校生は、どこかで必ず基本的なことを一応学んでいるとは思いますが、それがどこまで定着しているのかということは別にして、指導内容としては入っているので、様々な家庭科の教員の研修会だとか、県内の高校であれば実習ノートを独自で作っているのだから、実習ノートの中に、相談窓口の連絡先を入れるとか、そういうことを検討していきたい。全員が学べるところで、もう少ししこに残るような家庭科の授業における指導ができれば、啓発活動にもつながっていくのではないかと思います。

(3) DV防止対策連絡会の協議内容について

(中村副会長)

デートDVの受講生のアンケート結果をみると、先ほどの報告(資料2の1頁「5 交際相手がいる、いたと答えた学生が対象 交際相手からの被害経験」のいずれかの行為が「ある」と答えた学生)で、12.4パーセントとの数字だったが、大体この年度変化の中で、両者同じような対象者で、調査された結果なのか、それぞれの年度で違うのか、N数というか、総数が分かりにくいので、その背景が分かれば教えていただきたい。

(男女参画課)

男女別等の数字については、詳細なデータがあるので、後日提供したい。県内の9大学・短期大学を2カ年又は3カ年かけて順番に実施している関係で、対象となる大学や学生は毎年変わってくる。昨年度でいうと、愛媛大学では工学部で実施したので、対象者に男性が多かったということもあるし、また実施した時期が学園祭の時期が近かったとか、そういうことも影響して、被害経験があったという率が変動しているのではないかと。

(中村副会長)

もしこれを継続して取って活用されるのであれば、その背景を変えていただかないと、単純比較ができないと思う。せっかくとったデータだと思うので、そういうような処理をしていただければ分かりやすいのかなと思う。

(4) 意見交換

(兼光委員)

私たちは、県のDV被害者サポーターの研修を受け、有志が集まって、「私たちも何かできることがあるのではないかと」、「せっかく研修を受けたので活かしたい」ということで、「えひめDV被害者サポートセンター」を設立し、客野久子さんが代表になられて、中心となって活動している。目的として、「地域で、家庭で取り組む暴力の根絶」というのが基礎にあり、婦人会や民生委員さんの団体などの集まりがあると聞いたときに、DVの研修はどうでしょうかということで、本当に「人と人とのつながり」で、東・中・南予と通して交流に行き、研修をしませんかという風に伺いを立てて、いいですよとなれば、チラシを作り、配って、お伺いして、その地域の団体さんにご挨拶に行き、そういう人集めをして、学習会、啓発活動を行っている。せっかく地域で研修をしても、なかなか役場の方を巻き込んでの研修ができないので、そういうときは男女参画課の方にもご協力願いたいというのが本音である。

また、先ほども説明にあったが、DV防止啓発活動の民間のボランティア団体での会を毎年開いている。

その中で、新居兵のほっとネットや、人権擁護委員、道後ソロプチミスト、今治ソロプチミストなど、DVの団体やDVではない団体も呼んで、民間のボランティア活動をしていらっしゃる方に経過を聞いてもらい、そういう人権の活動をしたときに、「こういう話が出たのよ」ということで、DVに限らず色々な情報を交換できる場を9月頃に設けており、そういう団体をもっとお誘いしたいなと思うが、なかなか皆さん参加までには至らない。

それから、啓発活動はやはり大事ななということを日頃感じている。民生委員さんも3年毎に変わって、新しい方がなられるので、本当に知識がなく何のことやら分からないという方もいらっしゃる。被害者への声かけというのは、被害者にとって二次被害にもなりかねないことなので、特に相談に当たられる立場にある方については、そういう基本的な知識を身につけて欲しいと思う。

(高橋委員)

私の所属しているのは、地域包括支援センター・在宅介護支援センター協議会という任意の団体である。「地域包括支援センター」は、介護保険法の中で設置が位置づけられており、県内20市町のうち17市町が直営で行っている。松山市に関しては完全に民間への委託という形で、東温市、西予市に関しては社会福祉協議会への委託という形で事業を行っている。また、「在宅介護支援センター」は、老人福祉法に位置づけられた施設であり、双方ともに高齢者の総合相談の窓口ということで、保健・医療・福祉・介護に関する相談窓口となっている。

今回、ドメスティック・バイオレンスということでのお話だが、私どもが高齢者に関わる場合、「DV」というよりは「高齢者虐待」という形での認識になってしまうことが非常に多く、現場でも虐待という視点でしか見られていないところがある。また虐待に関しても、包括支援センターは虐待の通報先となっているので、意識としては持っているが、介護保険の施設、居宅関係の事業所に関しては、虐待に関する意識も非常に薄いという状況がある。例えば、高齢者の金銭的搾取のようなものがあって、「施設の利用料も払えないのよ」という形で相談が入ってくるが、それは裏返せば、高齢者の経済的虐待であったりもするのだが、そうした意味での周知啓発も十分にできていない。

周知啓発というのは非常に重要だと考えているが、以前にも啓発資料を配布しているということで、私どもの事業所にも配布したいたのかもしれないが、一切記憶がないという状況がある。そのため、是非無駄に終わらないような配布の仕方というものを検討していただきたい。

また、協議会として何ができるかと言うとなかなか難しいが、包括支援センターの職員や、居宅介護診療所のケアマネージャー、介護保険で言うところのケアマネージャーを対象とした研修を年間8回くらい行っている中で、そういった中で、高齢者虐待やDVの問題にも是非取り組んでいきたい。今年度は事業が始まっているので、来年度以降協議会としても進めていくことができればと思う。

(宮崎会長)

DVも児童虐待も高齢者虐待も、どこが見つかるかということについてはみんな同じ。そこから先の法律制度が違うので、どこに相談して、どういう保護をしていくかと、そこが違ってくるだけ。「最初見つけるところを、より広く拡大して行っていただきたい、連携していただきたい」というのが、この推進会議の啓発の取っ掛かりになっているところなので、是非よろしくお願ひしたいと思う。また、課の方も、啓発の資料を配布する際に工夫をしていただきたいと思う。

(保積委員)

啓発というか、基礎的な知識を生徒たちに教えるという立場から言えば、力点をそこに置くことによって、生徒たちの心に残るような指導は十分できると思うので、その当たりのところを教員の研修の中で、私どもも伝えていければと思っている。ただ、生徒たちは、今の自分が直接被害者になるとか、そういう状況は高校生の段階ではあまりないと考えられる。自分にすごく関係している、直結しているという考え方は、高校生の段階ではやはり難しいので、やがて将来的にそういうことが起こるかもしれないと、そういう時どうすればいいのかということをお教えしておく必要があると思う。学校現場で指導している内容は山のようにあるが、例えば「消費者問題」の場合、愛媛県であれば「消費生活センターの電話番号はここに書いてある」とか、そういうことを具体的に資料の中で示して教えている。だから、今すぐ役に立たなくても、いつかそういう状況になったら、「ここを見たら番号が載っているんだよ」とか、そういう指導にも力を入れていく必要があると思っている。自分たちの立場で、できることを少しずつ、一步一步、前進させていけたらと考えているので、もっとこういう風にしたらいいのではないかとアドバイスがいただけるなら、ご指導願いたい。

(宮崎会長)

最近うちの大学でも、社会人基礎力とか大人数、大人になる前の段階の基礎的な能力や知識などが求められている。先ほどの消費者問題や人権の問題ということが、大学でもやはり早い段階、入学した段階で求められており、DVもそういうものと関連性があると思う。今すぐ役立つというよりは、「将来に向かって知っておいていただきたいこと」というのを、若い世代に是非知らせていくということも努力していただきたい。

(稲見委員)

大学生のアンケートの結果について県の方から報告があったが、うちの方では、高校生に対し、23年度は3,460名を対象に24校で講座を行っている。すべての高校において、事前のアンケートを実施しているわけではないが、大学生と比較すると、高校生の場合、「DVという言葉を知っている」というのは9割ほどあるが、「デートDVを知っていますか」と聞くと、これは非常に少なく3割にも満たない。このアンケート結果を見ると、大学生はちょっと上なのかなと思うが、言葉だけを知っていても、中身が何かというところがまったく分かっていない。ただ言葉は聞いたことがあるというのが私たちのアンケートをした高校生だが、50分の授業をやって、「本当によく分かりました」とか、「生徒自身が既にやっている言動について、これはだめだったのだな」と気がついてくれる。だから、将来加害者にも被害者にもならないということを目的にしながら講座をやっているが、早く気づいてそれを乗り越える、あるいは相談を受けたときにどこに相談したらいいのかということをお友人にアドバイスするとか、自分がもし被害者になったときに、どこに相談したらいいのかなど、たくさんの目的がある。ただ、DVは知っている、それでいいかというところではない。「中身的に本当にしっかり知っているかどうか」ということをケアしていこうということをやっている。

今年1月に少年院(松山学園)に行き、また7月にも少年院に呼ばれているが、「人と人とのよりよい関係を築いていくなよ」というお話しをした。DVだけを取り上げるのではなく、「人と人とのよりよい関係をどう築いていくか」というのは、幼稚園、小学校、中学校を問わずとても大事なことなので、その中には「コミュニケーション能力がどうあるか」これが大事になってくるので、それを小さいときから

教えていく。少年院の皆さんは、男女交際も含めてある程度経験をしているので、「自分のやったことはやはりDVだったんだ」と言って気づいてくれる。

（松坂委員）

小中学校においては、人権教育を学校教育のもっとも大事な部分として、研修に努めているところであるが、差別問題とかいじめとか、児童虐待等に比べると、「DVの問題については、教員の研修がまだまだ足りないな」ということをお教えいただいた。稲見委員が言われたように小中学校教員もこの分野で研修に努めなければならないと思う。中学校においては常時の教育活動ではないが、特設という形で講師を招いて、勉強する学校も出てきている。「見つけるということを大事にしてください」と先ほど宮崎会長が言われたが、小学校においては、年齢が小さい子どもほど、「昨日おとうちゃんと、おかあちゃんがけんかしたよ」とか、本当にご家庭や夫婦の問題が、子どもの状況に目に見えて分かるような異変とか、通常にならぬ状況を催すので、そういったところから教員自身が見抜く目を持って、そして、教員自身がお母さんと直接話談種をすることは難しいと思うが、相談機関の紹介というようなことはできるかなと思う。そういった意味では、11ページ、12ページにあるような相談機関を、電話番号等含めて、「愛媛県・DV・相談」とか、いろいろをパソコンに打ち込むとすぐに分かるようになれば、教員もすぐにプリントアウトして情報提供もできるし、一歩踏み出せないでいる方々の力にもなれるのではないかと。教員は、ペーパーや啓発資料等はたくさんの資料の中でなかなか保管することが難しいし、そういったDV関係のお子さんに直接関わるといことは事例としては少ないので、電子媒体の中で、そういう情報をご提供いただくと教員も助かるのではないかと。思う。

（宮崎会長）

できれば、DVだけではなく、児童虐待も、高齢者虐待も、こういうところがありますよと、一覽で全部わかるというものがあれば一番いいと思うのでご検討いただきたい。

（中村副会長）

小学校だけでなく、私たち保育所に学生と一緒に実習に行く。そうすると、先生じゃない学生が来たら、保育所の子どもたちが学生にみんなまわりついてくる。「特にべったりくっついてくる子は、家庭的に問題があるんだよ」というのを保育所の先生によく教えていただくのだが、そういう情報提供というのは、広く、学校だけでなく、保育所とか幼稚園、特に保育所は、朝カローリーメイトだけできたとか、先生方はすごく見えていると思うので、そういう場に触れるような、お母さん方に触れるような機会があればいいのかなと思う。

（兼光委員）

学校に関して言うと、近くで啓発種を行うときに、各幼稚園、保育所、小学校、中学校に回ってチラシを配布した。「是非、先生方も時間が空いたら来てください」、「お母さん方も来られる方は参加してください」とお願いして回った。その時に、ある学校の校長先生が、学校新聞の方に「このような会がありますよ」と載せてくださって、子どもは持って帰らせてくれた。その中で「DVとは」とか、「DVはこういうふうなものです」という具体的なことを載せてもらって、お子さんが家に持って帰る。そういうちょっとした機会を捉えての啓発を大事にしていただければいいのではないかと。学校新聞も配らないとみんなの

目には入らないし、そういうものの利用も一つの手なのかなと思う。

(加藤委員)

資料4に「3 男女共同参画センター管理委託費」があり、心理相談や法律相談が毎月数回行われているようだが、これは総合相談に来た人を紹介しているのか。こういう専門的な相談は、せっかくやっている以上有効活用していかなければと思う。

(男女参画課)

男女共同参画センターについては、まず総合相談で相談を受け付けた中で、特に専門相談の必要がある方については、あらかじめ予約を受け付ける形で心理相談や法律相談につなげるという形を取っている。

(加藤委員)

高橋委員が言われたように、まずは今やっていることを効果的に行うことが重要と思うので、より効果的な周知方法などを考えて、やって欲しい。

(宮崎会長)

連絡会等で、また各市町との連携で、どういう相談ができていくかとか、どういうところが足りないかという話し合いをしていただけたらと思う。行政、自治体の枠を超えて、利用できるようになっていただければいいし、最後には県の方で対応していただければいいと思う。色々な相談があって、どういう相談ができるかということも含めて、ぱっと分かりやすいようなアナウンスの仕方をしていただければと思う。

(兼光委員)

できれば、愛媛県の方で、加害者である男性が相談できる場所を、研修をして設けてほしい。加害者でありながら悩んでいる男性について、私たちは相談の勉強をしておらず、無責任に相談を受けられないので、「加害者の男性の相談できません」とお断りするのだが、「それであればここに行ってください」と言えるような場所を設けていただけたらと思う。

(宮崎会長)

前回の計画では、国の方も計画では調査して実施を検討することとなっているのだが、具体的に国の方もまったく動いていないし、県もそれを見ながらという状況であったと記憶している。必要度は確かに高まってきていると思うので、県の方でも検討していただいて、可能なことがあれば、ここでも議論させていただきたいと思う。